

「表のみかた」

第1 宅地

- 1 「基準地番号」の欄において、一連番号の前に付されている5及び9の見出し数字は、原則として、当該基準地がそれぞれ商業地域及び工業地域にあることを示し、見出し数字を付してないものは、住宅地域にあることを示す。
なお、★印は地価公示の標準地(価格判定の基準日平成29年1月1日)と同一地点である基準地を示す。
- 2 「基準地の所在及び地番並びに住居表示」の欄において、所在及び地番は、原則として、土地登記簿に記載されているものによった。また、住居表示がある場合には、「 」内に丁目、番、号の順に表示した。
また、土地区画整理事業による仮換地又は土地改良事業の一時利用地となっている場合には、原則として、その場所の当該事業による整理前の所在、地番を表示し、()内にその場所の当該事業による工区名、街区番号、符号(仮換地番号)等を表示した。なお、仮換地番号と住居表示の両方ある場合は仮換地番号の表示を省略した。
なお、基準地が数筆にわたる場合は、外何筆と表示した。
- 3 「基準地の地積」欄には原則として、土地登記簿に記載されている地積を表示し、1平方メートル未満の端数は切り捨ててある。
- 4 「基準地の形状」欄の下段には、基準地の間口と奥行のおおむねの比率を、左側に間口、右側に奥行の順で表示した。
なお、形状は、台形、不整形と特に表示しない限り四角形である。
- 5 「基準地の利用の現況」欄には、当該基準地にある建物の用途、構造、階層の項目順に次の略号で表示した。
なお、現況が建築中の場合は「建築中」、一時的に建物の取り壊し等により更地になっている場合は「空地」と表示した。
 - (1) 建物の用途(工場の場合は用途のみとし、構造、階層は記載していない。)
居住用・・・・・・・・・・住宅、共同住宅等
商業用・・・・・・・・・・店舗、事務所、店舗兼共同住宅、店舗兼工場等
その他・・・・・・・・・・工場、倉庫等
 - (2) 建物の構造
鉄骨鉄筋コンクリート造・・・・・・・・S R C
鉄筋コンクリート造・・・・・・・・R C
鉄骨造・・・・・・・・S
ブロック造・・・・・・・・B
木 造・・・・・・・・W
軽量鉄骨造・・・・・・・・L S
 - (3) 建物の階層
階層(地下階層がある場合は、地上階層にはFを、地下階層にはBを付してある。)を数字で表示した。
- 6 「基準地の前面道路の状況」欄には、前面道路の方位、幅員、舗装の状況、道路の種別及びその他の接面道路の順に表示してある。
なお、道路の種別は、「国道」、「県道」、「市道」等の区分により表示し、前面道路の舗装の状況は、未舗装と特に表示しない限り舗装済みである。
- 7 「基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況」欄については、次により表示した。
 - (1) 水道法による水道事業又は専用水道により給水されている場合及び通常の工事費負担によってこれらの水道から給水可能な場合には、「水道」と表示した。
 - (2) ガス事業法により、ガスが供給されている場合及び通常の工事費負担によってガス供給が可能な場合は、「ガス」と表示した。
 - (3) 下水道法の処理区域内にある場合及び処理区域外に存する大規模造成地等にある下水道で、宅地供給者又は組合等が一体として管理し、かつ、公共下水道に接続若しくは終末処理場を有している場合には「下水」と表示した。
 - ① 農業集落排水については、下水道に該当することとした。
 - ② 工業団地内で処理されているものは、下水道に該当しないものとした。
- 8 「基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況」欄には、鉄道駅名及び基準地から鉄道駅までの道路距離を表示した。

9 「基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの」欄については、次により表示した。

(1) 用途地域等は、次の略号で表示した。

- 第一種低層住居専用地域・・・・・・・・・・1 低専
- 第二種低層住居専用地域・・・・・・・・・・2 低専
- 第一種中高層住居専用地域・・・・・・・・・・1 中専
- 第二種中高層住居専用地域・・・・・・・・・・2 中専
- 第一種住居地域・・・・・・・・・・1 住居
- 第二種住居地域・・・・・・・・・・2 住居
- 準住居地域・・・・・・・・・・準住居
- 近隣商業地域・・・・・・・・・・近商
- 商業地域・・・・・・・・・・商業
- 準工業地域・・・・・・・・・・準工
- 工業地域・・・・・・・・・・工業
- 工業専用地域・・・・・・・・・・工専
- 市街化調整区域・・・・・・・・・・「調区」
- 市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域・・・・・・・・(都)
- 都市計画区域外・・・・・・・・・・「都計外」
- 高度地区・・・・・・・・・・高度
- 防火地域・・・・・・・・・・防火
- 準防火地域・・・・・・・・・・準防
- 地域森林計画対象区域・・・・・・・・・・地森計
- 国立公園第2種特別地域・・・・・・・・・・国立公(第2種)
- 国立公園第3種特別地域・・・・・・・・・・国立公(第3種)
- 国立公園(普通)地域・・・・・・・・・・国立公(普通)
- 国定公園第2種特別地域・・・・・・・・・・国定公(第2種)
- 国定公園第3種特別地域・・・・・・・・・・国定公(第3種)
- 国定公園(普通)地域・・・・・・・・・・国定公(普通)
- 市街化区域・・・・・・・・・・記載なし

(2) 都市計画区域については、かっこ内の左側に建ぺい率を、右側に容積率をそれぞれパーセントで記載した。

第2 林地

1 「基準地の所在及び地番」欄は、第1の2と同様である。

2 「基準地の地積」欄は、第1の3と同様である。

なお、土地登記簿の地積と実測地積との差が3割を超える場合には、実測地積をかっこ内に表示した。

3 「基準地の利用の現況」欄には、基準地の林地の種類及び現に生育している樹種を表示した。

4 「基準地から搬出地点までの搬出方法、距離」の欄は、基準地が道路に接していない場合は、通常考えられる搬出方法及び基準地の中心から道路までの距離を表示した。

5 「最寄駅及び距離」欄は、第1の8と同様である。

6 「最寄集落及び距離」欄には、基準地と通常往来される最寄の集落名及び基準地から集落までの道路距離を表示した。

7 「公法上の規制」欄については、次により表示した。

第1の9(1)と同様

8 「地域の特性」欄には、地域の特性を次により分類して表示した。

都市近郊林地・・・・・・・・市街地的形態を形成している地域の近郊にある地域をいい、市街地の宅地化の影響を受けている林地

農村林地・・・・・・・・農村集落の周辺に位置するいわゆる里林地に属する林地で、一般に農業を主に林業を兼業としている地域内の林地

林業本場林地・・・・・・・・林業の中心にある地域又は地方の有名林業地で、有名林業地としての銘柄又はこれに準ずる用材を生産している地域内の林地